

産業・職域歯科健診のすすめ

～いい歯で健康、いい仕事！～

一般社団法人 広島県歯科医師会

目 次

I	はじめに	P1
II	事業所歯科健診と口腔保健指導の種類	P2
III	歯科健康診断について	P4
IV	特殊歯科健康診断について	P6
V	申し込み方法と料金支払いについて	P12. 13

I はじめに

口腔の疾患は成人期の様々な疾患と関わっていることが明らかにされており、就労期における適切な歯と口の健康管理は、食べる楽しみをはじめとしたQOLの維持や全身の健康維持、さらには退職後の高齢期の健康的で充実した生活につながると考えられています。

平成23年3月、広島県において「広島県歯と口腔の健康づくり推進条例」が施行され、同条例第六条において、「事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科検診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科検診等」という。）の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯と口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。」と事業者及び保険者の役割が定められました。

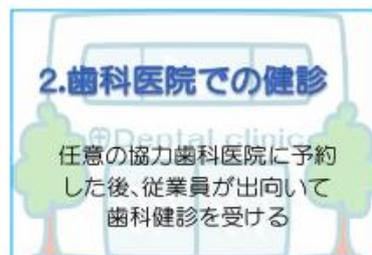
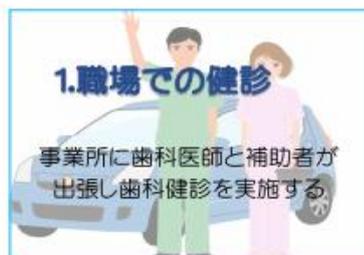
広島県歯科医師会では、この条例の理念に基づき、産業・職域における歯科健診や口腔保健指導等を積極的に取り組むことが、働く方々の生涯にわたる健康保持増進につながるものと確信しており、この度「産業・職域歯科健診のすすめ ～いい歯で健康、いい仕事！～」を作成いたしました。

事業所において健康づくりの推進をご担当されておられる方々には、本書により口腔保健衛生の重要性についてご理解いただくと共に、産業・職域歯科健診の啓発・充実にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

Ⅱ 事業所歯科健診と口腔保健指導の種類

広島県歯科医師会では、事業所歯科健診として「**歯科健康診断**」、「**歯科特殊健康診断**」の2種類と、従業員を対象とした「**口腔保健指導**」を実施しています。

◇ **歯科健康診断** (2つの方法があります) P. 4



歯科医院での健診の方が、健診場所の準備や実施日時調整が不要など、担当者の負担が軽減され、尚且つ、従業員が希望の時間に健診に行くことができるなどのメリットがあります。

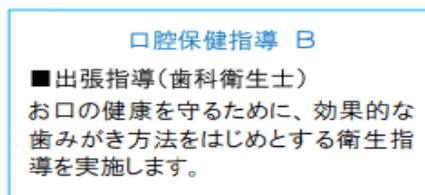
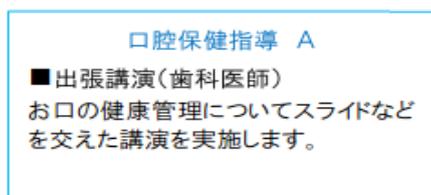
◇ **歯科特殊健康診断** P. 6

事業者は、塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務に常時従事する労働者に対して歯科医師による健康診断を行うことが義務付けられています。この健康診断は、労働安全衛生法に基づく「**歯科特殊健康診断**」と呼ばれ、化学物質による健康への影響の調査と労働衛生管理が目的とされています。

一般的なむし歯や歯周病の健診とは異なり、口腔顔面領域の皮膚・粘膜の状況、歯の状況（歯牙酸蝕症など）、顎骨の状況などについて診査が行われます。

◇ **口腔保健指導** P. 3

事業所が従業員の口腔保健の向上を目的として実施する講習会等に対し、ご要望に応じて出張で対応する口腔保健指導事業です。



「**歯科健康診断**」には、「**職場での健診**」と「**歯科医院での健診**」の2つの方法があります。歯科医院で受ける場合は、受診者が協力歯科医院に予約して行くだけで受けられます。事業所は会場や器具の準備が不要で、業務の中断も少なくてすみます。負担の少ない方法としてご利用いただけます。（詳細はP4「Ⅲ **歯科健康診断**について」をご覧ください。）

「**口腔保健指導**」は歯科医師または歯科衛生士が事業所等へ出張で対応する口腔保健指導事業です。歯科健康診断と異なる日に実施する事により、従業員の歯と口の健康意識の向上に役立ちます。

歯科健康診断・口腔保健指導について

広島県歯科医師会では、従業員を対象とした事業所歯科健康診断・健康指導を実施しております。口腔保健指導AとBの組み合わせも可能です。以下「料金一覧」を参考にしてください。

《料金一覧》

令和5年10月1日現在

種 類	内 容	料 金
歯科健康診断	1. むし歯の診査 2. 歯周病の診査 3. その他口腔疾患の診査 4. 診断に基づく口腔衛生指導 5. 歯みがき指導	1人 3,300円(税込) × 実施人数
歯科特殊健康診断	むし歯や歯周病の診査ではなく、労働安全衛生法に基づく健診です。	1人 6,600円(税込) × 実施人数 ※ 交通費別
口腔保健指導 A	出張講演(歯科医師1名) お口の健康管理についてスライドなどを交えた講演	22,000円(税込) / 60分 ※1
口腔保健指導 B	出張指導(歯科衛生士1名) お口の健康を守るために効果的な歯みがき方法をはじめとする衛生指導	11,000円(税込) / 60分 ※1

※1 料金は基本的なものです。内容、時間、人数等により変動する場合があります。その場合はご相談させていただきます。

口腔保健指導A・B 出張講演・指導料金表(税込)

令和6年7月1日現在

時間(分)	口腔保健指導A 歯科医師(円)	口腔保健指導B 歯科衛生士(円)
～60	22,000	11,000
60～90	33,000	16,500
90～120	44,000	22,000
120～150	55,000	27,500
150～180	66,000	33,000

2. 健診時間及び指導時間

1人あたり、口腔内診査：5分程度、口腔衛生指導：必要やご希望に応じ、数分～10分程度

3. 健診料金

1人 3,300円（税込）

4. 健診方式

次の2つの方法があります。

(1) 職場での健診（協力歯科医師が事業所等へ出向き健診を行う方式）

- ・担当歯科医師と相談のうえ準備を進める（健診器具等）

健診器具（使い捨てミラー・プローブ・探針）のみ、県歯科医師会より実費で購入可能です。

準備物例：健診器具・グローブ・擦り込み式アルコール消毒剤・ライト（口を照らすもの）

手鏡・ペーパータオル・長机（健診用・受付用）2脚・椅子3脚・筆記用具など

実施日、時間の決定

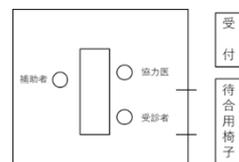
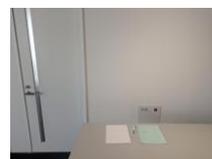
- ・健診受診人数の決定
- ・時間表の作成
- ・会場の確保



準備物レイアウト例



会場・受付レイアウト例



※健診が滞りなく進むよう、時間表の作成に加えて、受付での時間管理もお願いいたします

※プライバシーを守るためのパーティションや個室を確保してください

(2) 歯科医院での健診（受診者が協力歯科医療機関へ出向き健診を受ける方式）

- ・事前に電話などで予約した上で受診する
- ・口腔清掃を行ってから受診する
- ・健診に係る窓口での費用負担はありません（むし歯治療・歯石除去などの保険治療を受ける場合には費用がかかります）
- ・窓口での健康保険証・マイナンバーカード・資格確認証の提示は不要です
（むし歯治療・歯石除去などの保険治療を受ける場合には提示してください）

健診会場や器具の準備が不要で、仕事の中断も少なくてすむため、

事業所の負担が少ない ②「**歯科医院での健診**」が利用しやすい方法です。

5. 健診結果の報告及び健診料等の請求

健診終了後、健診票の4枚目（受診者用）は受診者へお渡しします。担当医が1枚目（歯科医師用）と2枚目（広島県歯科医師会提出用1）、3枚目（広島県歯科医師会提出用2）の健診票を回収し、後日、広島県歯科医師会より「歯科健康診査票（広島県歯科医師会へ提出2）」と「歯科健康診断結果報告書※」を請求書と合わせて事業所担当者へ送付します。※保険者（健康保険組合など）が毎月実施している健診は、報告書作成の対象外です。

IV 歯科特殊健康診断について

1. 労働安全衛生法に定められた歯科特殊健康診断の必要な事業者

労働安全衛生法では「塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん その他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、定期的に歯科医師による健康診断を行わなければならない」と定めています。その業務に常時従事する労働者が1人であっても、また、化学物質の取扱い量が微量であっても健康診断を行う義務があります。

労働安全衛生法に定める「歯科医師による健康診断」は、事業者にとって50万円以下の罰金付き規定です。

※「常時」：（頻度が低くても）本来の職務として（常態として）通常に行われている場合。

2. 歯科特殊健康診断の時期

その有害業務に雇い入れたとき（採用時ではなく、その業務に新しく雇入れたとき）

その有害業務に配置替えになったとき（事業所内でその業務に配置替えになったとき）

その後は、6か月以内ごとに1回（少なくとも年に2回）

3. 事業所が用意するもの

健診スペース

問診や口の中の写真撮影を行うため、プライバシーの確保が必要

歯科健康診断票

歯科健康診断票については法的な様式や規定はありませんが、広島県歯科医師会は歯科特殊健康診断票を用意していますので、ホームページからダウンロードされるか、参考資料を使用してください。

健診の2回目以降は以前との比較をするために過去の診断票も用意をお願いします。

随伴者

職場巡視の際に歯科医師と同行（業務内容に詳しい方。担当医とご協議ください。）

4. 健診料金

1人 6,600円（税込）

- ・問診、健診に加え、職場巡視、写真撮影、報告書作成も含まれます。
- ・有料道路を使用した場合、別途、交通費として通行料金と燃料代（規定による）を請求させていただきます。

5. 歯科特殊健康診断の内容

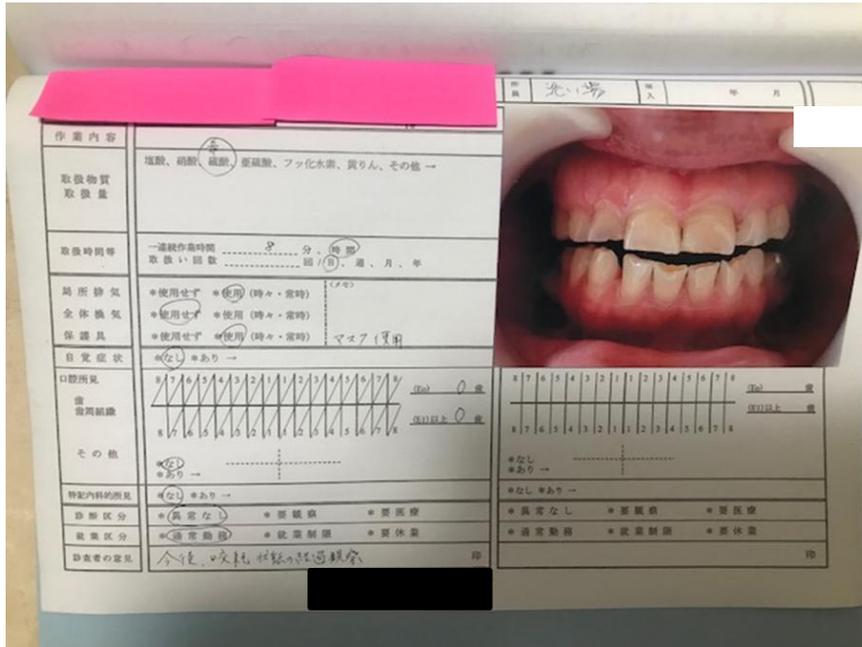
※ 健診内容は、むし歯や歯周病の診断ではなく、有害業務によって発生しうる口腔症状（酸蝕症など）の確認と、それが業務によるものか否かの判定となります。

(1) 問診

事業者は労働者のプライバシーを確保するため、健診スペースの確保

(2) 健康診断

歯科健康診断票の記入、口の中の写真撮影、診断区分と就業区分の判断



診断区分	内 容
異常なし	特に気になる所見がない
要観察	原因が特定できない気になる所見がある (酸蝕症ではE0～E4、軟組織では原因不明の口内炎など)
要医療	治療したほうが良い所見がある (E3、E4。しかし要医療は希。口腔所見だけではなく、現場の状況、食生活習慣などを含めて総合的かつ慎重に判断します)

※作業に起因しない所見は対象外です。

就業区分		就業上の措置の内容
区 分	内 容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため休暇、退職等により一定期間勤務させない措置を講じる

(3) 職場巡視

随伴者(事業者)とともに巡視、巡視内容は現場での作業環境管理（作業場の空気の管理）、作業管理（作業のやり方や保護具の管理）や4S(整理、整頓、清掃、清潔)。

可能であれば写真撮影。

(4) 歯科特殊健康診断結果報告書の提出

歯科医師より事業所宛に「歯科特殊健康診断結果報告書」が提出されます。(P. 10)

6. 歯科特殊診断の事後措置

健康診断の結果について事業者は労働者に通知します。

事業所(事業者)は「歯科特殊健康診断票(歯科医師用)」の下方にある診断区分と就業区分の欄を参考にして、「健康診断個人票(様式第5号)」を作成します。保存義務は5年間ですが、症状の経過観察のため可及的長期の保管が適切です。

★事業者は、歯科医師による健康診断の結果について、定期健康診断結果報告書(様式第6号の2、P. 11)を作成し、所轄労働基準監督署長に報告書を提出します。

歯科特殊健康診断票

事業所名

※ 太線枠内に記入してください

氏名	生 年	年 月 日	才 生 日 月 年	所 属	雇 入	年 月 日
----	-----	-------	-----------	-----	-----	-------

診 査	年 月 日	写 真	Yes No	診 査 者	年 月 日	写 真	Yes No	診 査 者
-----	-------	-----	-----------	-------	-------	-----	-----------	-------

作 業 内 容	経 験	年	月
---------	-----	---	---

塩酸、硝酸、硫酸、重硫酸、フッ化水素、黄りん、その他・取扱い物質すべて
 塩酸、硝酸、硫酸、重硫酸、フッ化水素、黄りん、その他・取扱い物質すべて

一連続作業時間 ----- 分、時間
 取扱い回数 ----- 回 / 日、週、月、年

*なし・非使用・時々・常時
 *なし・非使用・時々・常時
 *マスク（非使用・時々・常時）*種類（使い捨て・防じん・防毒・簡易）
 *国家検定（非検定・検定・JIS・わからない）
 *フイットチエツク（いいえ・時々・常時）
 *手袋 *めがね *他
 作業者が安全衛生面で気になっていること・酸性食品など

その他

自覚症状

口腔所見 Dental Erosion	*なし *あり→	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	(E0)	歯	
		8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	(E1)以上	歯	

Other Findings

他科所見

診断区分

就業区分

総合意見

歯科特殊健康診断結果報告書

年度 歯科特殊健康診断結果報告書・例 1

(A) 年 月 日に歯科特殊健康診断を行いましたので、その結果について報告します。この健康診断は、労働安全衛生法第66条、同施行令第22条、同規則第48条に基づいて行われています。塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、フッ化水素、黄りん、その他歯又はその支持組織に有害なもののガス、蒸気、粉じんを発散する場所における業務に常時従事する人が対象です。

1. 健康診断対象者 (B)

計 _____ 人について歯科特殊健康診断を行いました。

2. 健康診断の結果

1) 問診の状況

- ・特記事項はありません
- ・右記

[問診]	(C)
------	-----

2) 軟組織 (顔、舌、歯肉) の状況

- ・特記所見はありません
- ・所見あり _____ 人 疑い _____ 人
- ・右記

[所見]	(D)
------	-----

3) 硬組織 (歯、顎骨) の状況

- ・特記所見はありません
- ・所見あり _____ 人 疑い _____ 人
- ・右記

[所見]	(E)
------	-----

4) その他

- ・特記所見はありません
- ・所見あり _____ 人 疑い _____ 人
- ・右記

[所見]	(F)
------	-----

5) 職場の状況

- ・特記事項はありません
- ・今回は巡視をしませんでした
- ・右記

[職場]	(G)
------	-----

3. まとめ (H)

酸蝕症の疑問型を示す人が数名いましたが業務起因性は不明です。経過をみるようにします。他に、有害物質による健康影響はみられませんでした。作業環境管理、作業管理が適切に行われているものと思われれます。労働基準監督署長への報告は「有所見なし」として処理してください。

以上のように報告します。

年 月 日

歯科医師 広島 憲次 印

COPYRIGHT Hiroshima PDA & YT

V 申込み方法及び料金支払いについて

・申し込み方法

申込書（P13）に必要事項をご記入の上、健診希望日の2ヶ月前までに 広島県歯科医師会（広島口腔保健センター 地域歯科医療連携室）までメール（kenshin@hpda.or.jp）またはFAX（082-263-5525）にてお申込みください。

【健診事業に関するお問い合わせ窓口】

広島県歯科医師会 広島口腔保健センター 地域歯科医療連携室

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番4号

TEL: 082-264-8855 / Email: kenshin@hpda.or.jp

業務日: 月・火・木・金

時間: 9:30～12:00 / 13:00～15:30

・料金支払い

広島県歯科医師会より後日、事業所担当者へ請求書を送付いたしますので、所定の口座へお振り込みください。

※ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください

歯科健康診断・歯科特殊健康診断・口腔保健指導 申込書

一般社団法人 広島県歯科医師会 御中

1. 歯科健康診断（むし歯・歯周病等） いずれかに☑をつけてください（複数可）
2. 歯科特殊健康診断（安衛法に定められた健診）
3. 口腔保健指導A 4. 口腔保健指導B 5. 口腔保健指導A・B を申し込みます。

申 込 日	年 月 日 ()			
事業所名				
事業所住所	〒			
対象人数	名			
歯科健康診断の希望場所	<input type="checkbox"/> 事業所で実施 <input type="checkbox"/> 近隣歯科医院で実施		※歯科特殊健診のチェック欄ではありません	
健診票の種別	<input type="checkbox"/> 本会所定 <input type="checkbox"/> 貴社所定 ※貴社所定の見本を一部添付ください。			
希望日時		希望日	時間	人数(名)
	第1希望	年 月 日 ()	: ~ :	
	第2希望	年 月 日 ()	: ~ :	
	第3希望	年 月 日 ()	: ~ :	
電話番号	() — (内線)			
FAX番号	() —			
ご担当者氏名				
ご担当者E-mail	@			
請求書宛名				
請求書送付先 <small>事業所住所と異なる場合のみご記入下さい</small>	〒			
特 記 事 項	TEL () —			

【送付先】 広島県歯科医師会事業第一課 (FAX : 082-263-5525) 行
 (メール : kenshin@hpda.or.jp) 〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-2-4

産業・職域歯科健診のすすめ

(令和8年3月1日)

【発行】

一般社団法人 広島県歯科医師会

〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2番4号

T E L: 082-263-8020

F A X: 082-263-5525

